

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和7年6月23日（月） 午前10時3分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第 50号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 54号 公有水面埋立てに関する意見について

議案第 55号 公有水面埋立てに関する意見について

○出席委員 8名

総務生活委員会	井 坂	章	委員長
	井 坂	涼 子	副委員長
	鎌 田	政 人	委員
	田 中	高 司	委員
	鈴 木	道 生	委員
	雨 澤	正	委員
	大 内	聖 仁	委員
	打 越	浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部	森 山	雄 彦	企画部長兼市長公室長
	大 谷	宏	企画調整課長
	小和瀬	晃	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長
総務部	白 土	光 伸	総務部長
	小 倉	健	総務部参与
	一 木	宙	総務部参事兼総務課長
	鈴 木	寿 和	総務課長補佐
	永 井	慎	総務課総務係長

川崎誠司	総務部参事兼資産経営課長
益子昭彦	資産経営課副技正
大串貴弘	資産経営課長補佐
飛田栄樹	資産経営課技佐
染谷聡	資産経営課営繕係長
住谷洋平	資産経営課財産活用係長
久米瑞樹	資産経営課財産活用係主任

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎聡一郎	局長
	國谷利広	次長補佐
	佐藤ゆかり	主幹

総 務 生 活 委 員 会

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

＊開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時3分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件です。

議案の審査終了後、執行部から所管事項説明の申し出がありますので、執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは初めに、議案第50号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第2回6月定例会、議案第50号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明をお願いします。白土総務部長。

○白土総務部長 議案第50号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の4ページをご覧くださいと思います。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴いまして、選挙長等の費用弁償額が改定されたことから、本市における当該職の報酬額を表のとおり改定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第54号 公有水面埋立てに関する意見について、議案第55号 公有水面埋立てに関する意見について、以上2件は関連がありますので一括して議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第54号、議案第55号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。森山企画部長。

○森山企画部長 議案第54号及び議案第55号の公有水面埋立てに関する意見につきましては、関連いたしますので一括してご説明いたします。

議案書に沿ったご説明に先立ちまして、口頭により、埋立て事業を伴う常陸那珂港区の整備概要について、まずご説明させていただきます。

常陸那珂港区における港湾計画におきましては、東海村にあります北ふ頭地区において課題となっておりますコンテナ貨物と建設機械の取扱量の増加に伴う入港船籍数の増加、及び建設機械の輸出に用いる外貿RORO船の大型化により生じております岸壁の混雑への対策といたしまして、岸壁不足の状況改善のため、中央ふ頭地区において新たに水深の深い岸壁、E岸壁を擁するふ頭用地を整備することとしております。今般、この整備を進めるため、公有水面埋立法の規定に基づき、埋立て事業者である国土交通省関東地方整備局と茨城県から港湾管理者である県に埋立ての出願がございました。この出願に伴いまして、港湾管理者である県から本市へ意見が求められており、港湾の利用促進に資する整備でありますことから異存がない旨の意見を述べるに当たり、同法規定により議会の議決をいたさこうとするものであります。

それでは、議案第54号の国が行う承認出願及び55号の県が行う免許に係る出願につきまして、議案書に沿いましてご説明させていただきます。

まず、議案第54号の1ページ目をお開き願います。国が行う埋立て承認出願の整備といたしまして、1ページ目につきましては、ただいまのご説明と重複いたしますので、恐れ入ります、2ページの公有水面埋立て概要をご覧ください。

1(1)の出願人でございます。国土交通省関東地方整備局であり、(2)の代表者は、国土交通省関東地方整備局であります。

そして、2、埋立区域の(1)の位置でございますが、埋立てに関する工事の施行区域は分割しておりますので、片仮名のアが全体、イが1工区、ウが2工区と3つに分けて表記しております。施行区域を分割する理由といたしましては、本埋立てに関する工事の施行区域を2つに分割し、1工区を先行して供用開始することで、貨物量の増加に迅速に対応するためでございます。

(2)埋立区域の面積であります。アの全体は1万4,490.82平方メートルであり、その内訳となります、イの1工区が1,161.22平方メートル、ウの2工区が1万3,329.60平方メートルであります。

3の埋立ての用途としましては、ふ頭用地であります。

4、埋立て工事の期間としましては、(1)の1工区は、工事に着手してから1年8か月以内であり、(2)の2工区は、工事に着手してから5年8か月以内であります。

そして、埋立区域の位置の図示につきましては、議案第54号の参考資料となるフォルダのほうをご覧くださいと思います。参考資料の最後のページにございます計画図をご覧ください。工区ごとの範囲についてお示しをしております。赤枠で囲んでいるうち、西側の区域が1工区、東側の鍵形の区域が2工区としております。

次に、県が行う埋立免許出願、議案第55号についてご説明いたします。

恐れ入ります、議案第55号をお開きいただきまして、本議案につきましても、2ページ目からをご覧ください。

議案第55号の2ページ、公有水面埋立て概要をご覧くださいまして、1の(1)の出願人は県であり、(2)の代表者は県知事であります。

2、埋立区域、(1)の位置でございますが、本議案も、国の出願文と同様に、埋立てに関する工事の施行区域は分割しているため、片仮名のアの全体、イが1工区、ウが2工区と分けて表記をしております。区域分割の理由といたしましては、県が行う埋立ては全体の竣工に長期間を要するため、一部の施行区域を分割し先行させ、国が整備する岸壁と合わせて供用開始することで一体的な運用を図るためであります。

(2)の埋立区域の面積につきましては、ア、全体として8万148.93平方メートルであり、内訳となります、イの1工区が2万1,695.41平方メートル、ウの2工区が5万8,453.52平方メートルであります。

3の埋立ての用途は、ふ頭用地及び緑地であります。

4、埋立て工事の期間としては、(1)の1工区は、工事に着手してから5年6か月以内であり、(2)の2工区は、工事に着手してから10年6か月以内であります。

埋立区域の位置の図示につきましては、こちらも議案第55号の参考資料をご覧くださいまして、最後のページにあります計画図をご覧ください。図面の東側に赤斜線で示しているのが県の埋立区域であります、国の埋立区域の南側に位置することとなります。このうち赤枠で囲んでいる、北側の鍵形の区域が1工区、南側の区域が2工区となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。最初に、議案第54号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前１０時１４分 休憩

午前１０時１５分 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

次に、所管事項説明に入ります。

執行部から２件、説明の申し出がありますので、説明を受けたいと思います。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和７年度、令和７年６月２３日、配付資料、所管事項説明資料の順にフォルダをお開きください。

初めに、公共施設等包括管理事業の実施についてをお開きください。それでは、執行部より説明願います。白土総務部長。

○白土総務部長 総務部所管の事業につきまして、ご説明のお時間をいただきましてありがとうございます。本日は２件の事業につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、公共施設等包括管理事業の実施につきましてご説明をさせていただきます。

公共施設等包括管理事業につきましては、昨年１２月の総務生活委員会におきまして事業概要を説明させていただき、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。事業を進めるに当たりまして、市内事業者への丁寧な説明に努め、理解を得た上で慎重に進めていくこととしておりましたので、本年１月には市内事業者への説明会を開催し、また、業界団体へのご理解をいただけるよう説明を行ってきたところでございます。それらの取組により、市内事業者、業界団体共におおむねご理解をいただけたと考えておりますので、令和８年４月より公共施設等包括管理事業を開始できるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

○井坂（章）委員長 すみません、着座をお願いします。

○白土総務部長 失礼いたします。

そのため、今般、６月定例会に公共施設等包括管理事業の債務負担行為の設定といたしまして、期間を令和７年度から１２年度までとし、限度額を５８億７,６４６万３,０００円とした補正予算の議案を提出させていただき、６月２０日の予算委員会でご審議をいただいたところでございます。公共施設等包括管理事業の詳細につきましては、この後、資産経営課長からご説明をさせていただきますので、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。着座で。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 それでは着座にて失礼します。

私のほうから、公共施設等包括管理事業の実施についてを説明させていただきます。

まず、３ページをご覧ください。初めに、公共施設の包括管理業務、どういうものなのかということを、昨年の１２月にもお話をしたところでございますが、おさらいとして、もう一度説明をさせていただきたいと思います。

公共施設の維持管理に係る委託業務や修繕業務、これらを建物管理の専門事業者に一括して

委託し、民間ノウハウを活用して包括的に管理する、そのような公民連携手法でございます。
また、各施設の維持管理業務は、包括管理受託事業者からこれまでどおり市内事業者に再委託をする、そのような仕組みでございます。

全体像としましては、まず市では、複数の施設の維持管理業務を一括して5年契約ということで委託をします。委託を受ける包括受託事業者は、施設の巡回点検や、あとは簡易的なものの修繕を実施し、これまでどおり市内事業者等への優先発注を行います。それを受ける市内事業者は、再委託先として、これまでどおり各施設の維持管理業務を担っていただく、そういうふうな全体像でございます。

この委託の導入前後のイメージとしましては、導入前、下の左側の枠、施設所管課ごとに施設業務単位で個別発注する、いわゆる縦割り型の管理方法でございました。これが、右側の四角の枠、導入後は、業務を集約の上、包括管理受託事業者一括発注する、いわゆる横串型の施設管理に移行することができます。これらによって、施設の状態を一元的に把握が可能となる、そういうふうな仕組みに変えていこうということでございます。

4ページをご覧ください。これまでの実施検討の経過について、ここでは触れております。令和5年12月に、内部の組織である公共施設マネジメント推進本部会議を開催しております。これは市長をトップとした部長級の集まりでございますが、その中で、この包括管理業務委託の実施検討を進めようというふうなことで、この中で決めております。具体的には、令和6年度に入ってから、部長級、課長級の会議、合わせて6回開催をして、この中で調査、研究、検討をしてまいりました。また、途中の9月の中旬から10月上旬にかけては、市場調査をしようということで、サウンディング型の市場調査ということで、包括を発注したときに参入の意向があるかないか、あとは参入条件としてどのようなことを考えているのかということ聞き取りをしたということをしております。これには7者が参加していただいております。このような検討結果がございます。

次のページ、5ページをお開きください。改めて、その調査、研究、検討の結果として、中段、2、包括管理業務委託の実施により期待される効果ということで、この中で出しているのは、民間ノウハウの活用による管理水準の向上や劣化状況等の一元把握や技術的・統一的な視点での対応が可能となることで、横串型の施設管理による全体最適につながるものと期待できる、そういうふうな結論に達しております。

下には、改めてですけれども、この包括管理業務委託の実施目的を2つ挙げております。1つは、公共施設更新問題に直面する中での安全性の確保と全体最適に向けた横串型メンテナンスサイクルの確立、この2つを実施目的としているところでございます。

6ページをご覧ください。ここでは、地元事業者への説明の経緯を記載させていただいております。先ほど部長のほうから話があったとおり、1月に地元の説明会を開催しております。過去、この包括に関わる事業として、施設の維持管理の委託やあとは修繕を請け負った事業者をリストアップしまして、148の事業者に対して通知を送りました。実際参加していただいたのが90事業者、112名の参加がございました。その中で、意見としましては、現状に対

する不満、今現在ですね、移行する前の状況でございますが、こういうふうになったらいいのになという不満の部分や、あとは、包括事業者が間に入ることによって緊急対応ができるのかどうか、当然24時間体制でやりますし、そういうことも可能ですよという説明をさせていただきましたが、それでも懸念や、あとは仕組みが変わることによっての不安、あとは少し我々も丁寧に説明をさせていただいているという部分がありましたので、それに対するしっかり丁寧にやっているよねということでの理解、そういうふうな意見をいただいたところでございます。これらの質疑応答については、全てホームページでもアップをしていますし、その会場、当日ではなくても、後でも質問を受け付けますよということで、数点質問もいただいたというところでございます。

業界団体へも、これらの質疑応答がありましたということで、こちらから送っておりますし、11月から1月にかけて、我々のほうから業界団体にも直接出向いていって説明もしてまいりました。また、2月の下旬には、その後何か相談とか、そういうものは業界団体に来ていますかということでフォローアップもさせていただいて、特にそういうふうな話はありませんというふうなこともいただいているところでございます。引き続き、我々としてもそういう考え方について丁寧に説明しながら進めていこうというふうに考えているところでございます。

7ページをお開きください。ここでは、包括業務の対象となる施設や、あとは対象業務について説明をさせていただいております。対象施設は全部で97施設、この中には、昨年12月に説明したときにあったもので今回外しているのは、市営住宅。これは、どうしても夜間の対応がかなり多くなるということで、ほかの自治体でも、ちょっと質の異なるものだということで外しているケースが多いというふうなこともサウンディングの中でも調査ができていますので、今回は、まずはそこを外した状態でスタートするということで、97施設というふうにしております。

対象業務については、1番の建築設備等保守点検から2番清掃などの、5番までについては、まずは包括の受託者が、これを市内の事業者へ発注業務をするという業務になります。6番の巡回点検、簡易修繕については、包括事業者が直接行う事業ということで、この1から6を対象業務ということにしております。

下段のほうには、契約期間、これは令和8年度から12年度の5か年を予定しているところでございます。

8ページをご覧ください。こちらでは、事業効果を我々のほうで試算をしております。直営で実施した場合と包括管理業務の委託をした場合を比較しますと、年間で約4,800万円の削減が見込まれる、このような財政効果が期待できるというふうな試算をしております。今、職員が管理委託の業務の発注業務をしたりだとか、あとは修繕の発注業務をするというケースがかなり多いわけですが、それらにかかる時間が減りますので、その分、この4,800万という効果が見込まれるであろうというふうな試算結果でございます。

今後のスケジュールにつきましては、今般の予算委員会に説明をさせていただきましたが、この6月議会で議決を得たというふうなことであれば、この後は公募型のプロポーザルとして

実施してまいりたいと考えております。7月上旬には公募を開始し、9月下旬にはプレゼン、審査、事業者の選定ということになっております。令和8年度4月1日から業務開始を予定しております。

この概要についての説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 先ほど話にあった3ページのところからなんですけど、先ほど58億円という金額が出たと思うんですけど、この金額って、なかなか出すのは大変だと思うんですよ。そもそも、この金額、積み上げていったと思うんですけど。これは、職員さんのほうで一人一人みんなで聞き取りをやって積み上げて数字を挙げたのか、いろいろなところをどういうふうに金額を積み上げたのかなというのを教えてもらえれば。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 58億でございますが、もともと各施設を管理する上では、まず、例えば浄化槽の維持管理だとか、エレベーター・エスカレーターの点検、そういうふうなものの、いわゆる経常経費は予算化しています。あとは修繕も、ある程度施設を持っていれば当然修繕費というのを持っています。それらを全部1か所に集めて、いわゆる総務費に集めて、それを5か年——5か年の契約ですので、5か年分合わせたものが58億というふうな数字でございますので、基本は、今ある経常経費を全て総務費に集めたとするこのぐらい行くという、そういうふうな想定で数字でございます。

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。そうすると単純に、まずこういった形で予算を取って、契約してからでしょうから、今後、変な話、大げさに言えば、1.5倍になるかもしれませんし、3割減になるかもしれませんし、ある程度振れ幅はあると思っておいたほうがいいんですか。その辺ちょっと教えてください。どの程度振れ幅があるのか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 当然、今現在の金額だけではなくて、5年間を考えておりますので、ある程度人件費の上がり幅だとかそういうふうなところも加味した数字として58億を一応計上させていただいております。

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。これから物価の上昇もあつたりとか、いろいろ人件費も変わったりするということで、これ以上の実際金額になってくる可能性は高いのかなと思うので、予算化のポイントを考えながら進めていただければと思います。

それと、引き続きもう一点よろしいですか。

○井坂（章）委員長 はい。

○大内（聖）委員 先ほど来月から公募開始というお話があったんですけど、9月下旬からプレゼン開始、審査になっていたところ、8ページになります——のところなんですけど、こちら公募型のプロポーザルということで、業者さんのほうにはいつ頃から、前から伝えてあるの

か。公募型のプロポーザルがあるよということを、6月の今の段階で業者さんに伝えては時間がないわけですね。7月までの、プロポーザルの、提案型ですから、あくまで。なので、これは業者さんに、全て公平にするために、例えば半年前とか3か月前とかにもう提案していなければならないお話だと思うんです。今から業者さんに出しますよでは全く公平性が取れていないというか。いいものをつくろうと思ったら、時間を、ここは余裕を見なければならぬわけなんですけど、業者さんにはいつ頃に伝えてあるんでしょうか、こちらの内容は。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 あくまでも7月中旬は公募開始でございます。その下、プレゼンは9月の下旬です。実際に本番は9月の下旬ですので、ある程度の期間を置いて、いついつまでに企画提案書を出してくださいという一定の期間は設けます。その上で9月の下旬にプロポーザルを行って、やるということですので、基本的には皆さん、事業者は公平にできるようにという仕組みにしております。

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 もう伝えてあるというならいいんですけど、業者さんに、もうこういったこと、公募しますということを伝えてあるのであればいいんですけど、7月スタートから、上旬から9月の下旬までのたった2か月間の中で、5か年計画というのもあって、内容もかなりあるのでどうなのかなと思うところも正直あるので、そこはできるだけ、伝えてあればいいんですけど、伝えていないのであれば早急に、いいものをつくるために、短い期間じゃなくて、長い期間でプレゼンの時間を用意してあげれば何よりいいのかなと。結局いいものが出来上がればいいわけですから、いいものができるためにというのを大前提で対応を考えてもらえればと思います。

○井坂（章）委員長 それは意見としてですか。

（「意見。はい」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 分かりました。

打越委員。

○打越委員 受託事業者は、どういう関係の方を想定しておりますか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 昨年の9月の中旬から10月上旬にかけてサウンディングを行ったときに、7者参加していただきました。全国的に既にもう自治体の包括事業を請け負っているような会社、いわゆる建物管理の専門事業者がいたりだとか、県内でももう既に7自治体ぐらいやっているんですかね、そういったところもやっているような事業者が集まってきたというふうなところでございます。

実際にサウンディングをやったときの7者は、まだ初めてなんだって、これからちょっと考えていきたいんだということもありましたし、もう全国的にやっているという事業所まで、結構幅が広がったので、実際に我々公募をしたというときには、そのときに、ほとんど7者は参加の意向というものを示していただいているので、そういったところが手を挙げるというふ

うなことがあるのかなとは思っておりますが、やはりこの施設の維持管理を、ただ単に市がお願いをして、何かあれば市の指示を待つのではなくて、マネジメントをしてもらうという事業なので、やはりノウハウというのがすごく重要なのかなというふうには我々は思っているところでございます。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 今想定されるのは、結局、事業者として請け負っているところ、大きな会社になると思うんですが、ひたちなかの事業者というのはおるんですか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 サウンディングをやった中では、ほとんどが市外の事業者で、1事業者は営業所がひたちなかにあるなんていうふうな営業所は参加しておりましたが、実際にそのノウハウを持った事業所がひたちなか市に数多くあるのかというと、多分そういう状況ではないのかなというふうには思います。ただ、そこから市内の事業者にしっかり発注業務をするということなので、そのノウハウがすごく重要な部分かなというふうには思っております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 結局受託事業者は大手になって、市内でできるもの、要するに97施設を見回るのは下請けだよーの形になると思うんですけど、その点において、普通、総務課のほうで入札の手続とかいろいろやっているわけなんですけど、その中にあればいいわけなんですけど、結局は大手の下請けしか地元の業者は取れないということですよーと考えているんですけど、そこら辺はどうでしょう。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 巡回点検は、実はその受託者が直接やります。市内の事業者で点検してこいということはないと思っています。ただ、そこで不具合があって修繕しなくちゃいけないとなれば、すぐに市内の事業者が発注をする。それを自分のところの関係があるところということではないんですよという、いわゆる今まで発注していた関係性って多分あると思います、地域的に。いつも町の電気屋さんがいつも工事を取っていた。やっぱりそこが一番その施設のことをよく分かっているわけですから、その関係性を変えないようにいきましようというふうに我々は思っていますし、先進的にやっているところは、ほとんどがそういう関係性を保ちながらやっている。そこをしっかりと理解していただけたところを、このプロポーザルの中でしっかり見極めていきたいなというふうに思っております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 正直言って、新しい事業ですのでどういった形になるかはちょっとこれから見てみないと分かりませんが、行政としてポイントもあると思うんだよね。私は昔から思っているんですけど、国土交通省から、国のほうからね、入札まで入るようになるんですけど、一般競争入札が一番いいんですよ。その次、指名競争入札。随意契約、お米の話で今騒いでやっているけど。この公募型プロポーザルというのは絶対に価格が高くなります。市民の負担が増え

ます。これは間違いないですから。そういう観点からいけば、市のほうが丸投げするような格好では、とでもじゃないけど、いろいろな監視の目が利かないと思うんですよね。そこら辺をどういうふうに捉えているのかですね。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 この包括管理業務委託という事業で一番ポイントになるのが、今議員おっしゃったように、丸投げとか、全部もう業者の言いなりになってしまうということをしっかり防げるような仕組みづくりだというふうに思っておりますので、今ひたちなか市のやり方としては、ちゃんと担当部署をつけようと。担当部署を。いわゆる、それぞれの施設管理課がそれまで担当部署で業者とやり取りをしていたのを1か所に集めます。1か所に集めたときに、そこの部署がしっかりグリップを握れないと言いなりになってしまうし、かっぼってしまうので、なので取りまとめ部署というのを設けようと。今、資産経営課内にそれを考えておりますが、そこには当然技術者もいて、技術職もいてしっかり業者とのやり取りができる、そういうふうな職員を置きながらやっていこう。我々、グリップを利かせながらという言い方をしますけども、そこをしっかりとやっていこうというふうに考えております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 ある程度この事業者が全て設計とか全部やるんでしょうけど、そうなってくると、今、検査課がありますよね、検査課のほうの仕組みというのが、仕事量が減っていくのかなとは思いますが、そこら辺はどうなんでしょうかね。一般土木はきっと残るんでしょうけど、建築関係は全部委託業者に行きますよね。そこら辺はどういうふうに。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 このたびこの包括業務に入れる事業としては、いわゆる修繕なので、いわゆる簡易な現状復旧をさせるための修繕なので、例えば外壁の一部が壊れたという修繕で直しちゃいます。それは入るかもしれませんが。ただ、外壁全体を、例えば防水工事が必要だとやるときには、これは工事になりますので、これは今までどおり各課が、施設管理課がちゃんと予算を取って、それを資産経営課に営繕係があるので、営繕のほうで受託を受けて、それを工事検査室というところでしっかり品質管理をしながらやる、これは変わらないです。なので、どちらかというと、今まで工事検査室に行かなかったような価格の低い現状復旧の修繕だけが今回は包括のほうに行って、包括事業者も、今簡易修繕をやると言っていますけども、本当にここでのイメージは、巡回点検しながら、例えばパッキンを取り替えたりだとかその程度。ホームセンターに行くとパッキンがありますので、それを交換すれば水漏れが直る、それを分かっている業者に発注するまでもないということはやりますけど、基本的には市内事業者のほうに発注をしながら修繕業務をやる。そういう簡易な修繕。価格の低い修繕なので、もともと工事検査室には行かなかった。ただ、今までどおり改修事業については工事検査室を通る。それは変わらないというふうに思っております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 今の説明、よく分かります。

私が考えているのは、それで5年間の債務負担行為ということで58億、そんなにかかるの。5年間で。1年、20億円ぐらい、委託業務がかかるという計算なんですか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 最初の質疑の中でお話をさせていただきましたが、各施設所管課で既にかかっているものの集合体ですので、実際にその維持管理にかかる委託料、あと修繕料にそのぐらいかかっていたというところが、今回集めたときに明らかになったというところだと思います。それに当然これからの上昇率を若干掛けて、5か年。実際の予算は、単年、単年で取らせていただきますので、令和8年度の予算はもう少し現実的に、少し業者とも打合せをしながら、この金額でいこうというのを令和8年度当初予算には出そうとは思っていますが、5年間については、現在かかっているものプラスアルファというふうなことから、あまり乖離はないのかなというふうに思っております。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 分かりました。

そこで一番大事なのは、この公募型プロポーザルなんです。今言ったように、今まで市の行政でやっているのが、50万円以下は、軽微な金額のものは入札にかからないとか、今の水道管の蛇口の交換とかそういうものについてはできたわけですよ。ところが、その50億という金額が独り歩きした場合には、これ、どういうふうになっちゃうか、結構難しい問題になってくると思いますよ。ある程度、この入札関係。だから金額が幾らまではできると。要するに、公募の事業者のほうでここまではできると。それ以上は市の公共施設の係のほうにやって、そこで入札をして仕事をすると。それは50万円以下とか、これは100万円もかかるところがあるかもしれないからね。そういう体制は、そういうことを含めてプロポーザルの中で包括するという意味でしょうかね、提案型というのはね。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 実際にこの事業が始まってからも、最初にお話をしましたように丸投げをしないので、例えば各施設所管課で、不具合があったときに、そのまま包括の事業者が話を聞いて直していっちゃうということはいたしません。それは取りまとめ部署である、今想定している資産経営課のほうで判断をします。それでやりますので、勝手に幾らでもいいからどんどんどんどんやってしまうというようなことを当市はさせないという、そういうふうなグリップを利かせながらやっていくということが、まずは必要なのかなというふうに思っております。

（「はい、分かりました。結構です」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。先ほどの58億円の件なんですけど、どうしてもちょっとまだ分からないのが、5年間で58億円、この金額に関して出された中で、修繕費で——修繕費、修繕料で今まで年間で幾らかかっていたのか。それが変な話、毎年、年間で9億5,000万円かかっていたという話であれば、年間10億円でも、5,000万の人件費

と管理料とかですね——で賄えるのかなと思うんですけど、修繕料とか定期清掃料、この固定費プラスアルファ修繕費で、年間、2年間、3年間、毎年変わるものですね——のところで、人件費でどれくらいの割合で、結局修繕が全く1年間なければ、年間10億円かからないわけでしょうし。もちろんそうですよね、金額によって変動があるところですから。あくまでこれは予算なので、実質の決算は変わってくるのは間違いないと思うんですけど、この業者さんに委託するところ、これから7者の中で選ぶと思うんですけど、そこに管理料として、管理するお金として、修繕費とは別にですね、分けて考えていただけると分かりやすいんですけど。我々も分かりやすい。管理費としてどれくらいの金額を年間で考えているのか。言わばその業者さんの人件費ですよね。まずその辺、ちょっと詳しく教えてください。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 8ページに財政効果、事業効果についての説明をした表がございます。1番のところに委託料及び修繕料とありまして、これは包括の場合と直営の場合の差があります。いわゆるこの差の6,000万強が、いわゆる事業者のマネジメント・フィーという部分なのかなというふうな数字でございます。

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 そうすると、1年間で6,000万がマネジメント・フィー。実際、東京の業者が取った場合は、こちらに常駐はしないという方向に考えているんですけど、大げさに言えば、電話で連絡が入って、水漏れがひどいですよとか、水道が、蛇口が開かないですよとか、そういったときに本来は業者が現場を見て、まずは。点検をして発注する。ただ、この業者のほうは東京にいる。緊急を要するときに、市の職員さんに見に行ってくれとは言わなくても、こういう状況を伝えられたら、市の職員さんは、地元のためですからもちろん、自分たちの市民のためですから、自分たちで間違いなく動いちゃいますよね。と考えると、東京の業者を選んだら、その時点で相当数、もう何というんですかね、市の職員さんの負担も増えますし、現実的にどうやってくれるのかというところですから、考えたら、結果的には市の職員さんの負担が増えてしまうというところがあると思うんです。お金は年間6,000万払っているにもかかわらず常駐しないという、ここが問題点だと思うんですけど、課題点ですね。この辺、ちょっとどのように考えているのか教えてもらいたいです。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 この6,000万には、ひたちなか市内に事務所を設けるというふうな経費も含まれております。ちなみに、サウンディングの中で7者に聞きましたけれども、当然ほとんどが市内に営業所を構えてやる。そうではないと、各施設からちょっとこれ見てくれって言われて、我々を経由したとしても、すぐに行かなくちゃいけないわけですね。そのときに東京からでは行けないですし、必ずこちらに常駐をするのがこの包括管理業務委託の基本になるというふうに考えております。

○井坂（章）委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。最低限のところだと思います。これは契約が決ま

ってからでも十分間に合う，契約が決まってからでも十分，営業所を構えて人を常駐させるということは可能だと思うので，そこは必ず今お話があったとおり項目に入れていただいて，市の職員さんよりも，やっぱり基本的にはお金を払っている業者さんが現場に行って確認をする第一前提で動いていただければと思います。取りあえず一旦そこで。

○井坂（章）委員長 答弁はいいの。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

以上で公共施設等包括管理事業の実施についてを終了します。

次に，同じフォルダの中にあります，ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（案）の概要をお開きください。

それでは，執行部より説明願います。白土総務部長。

○白土総務部長 着座で失礼をいたします。

新本庁舎建設基本構想（案）について，概略をご説明させていただきます。

新本庁舎建設基本構想（案）につきましては，今年３月に総務生活委員会におきまして，新本庁舎建設基本構想（素案）についてご説明をさせていただいたところでございます。その後，４月末まで議員の皆様や職員からの意見をいただく期間を設けまして，そこで寄せられた意見を反映いたしました新本庁舎建設基本構想（案）がまとまりましたので，本日，所管である総務生活委員会にご説明をさせていただくものでございます。

本基本構想につきましては，今後，基本計画，そして設計へと段階を経て進めていく上で土台となるものでございます。新本庁舎の基本構想や基本方針など基本的な考え方をまとめてございます。新本庁舎建設基本構想（案）の詳細につきましては，この後，資産経営課長から説明をさせていただきますので，ご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 着座にて失礼します。

私のほうから，新本庁舎建設基本構想（案）の概要について説明をさせていただきます。

３月に素案として説明させていただいた内容と説明資料自体一緒ですので，改めて要点のみ説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうをご覧ください。まず，１，本庁舎の課題と建て替えの必要性としまして，これまで令和４年から７年にかけて様々なスタイルでアンケートを実施してまいりました。それらの意見により浮き彫りになった課題が，次の４点でございます。

課題１，本庁舎の分散化です。本庁舎自体が７棟に分散化しているという，これは市民や我々職員もそうです，議員の皆さんも多分行き来するのにすごく不便だというふうに感じているかと思います。課題２，バリアフリー対応の限界。車椅子の利用者や高齢者，障害者，様々な人に配慮した設備，機能が十分ではありません。課題３，災害時における業務継続性と老朽

化の懸念。議事堂棟、この建物自体が長期的な使用には課題を抱えているという状況もございます。行政棟は業務継続性を強化するため、本来であれば高いレベルの耐震性能が必要だという状況もございます。それが今、ままならないという状況です。課題4、本庁舎の狭隘化。通路は狭く、車椅子利用者等が通りにくく、窓口はプライバシー保護が十分ではない、そのような状況になっております。これらの課題を同時に解決するためには、本庁舎の建て替えが不可欠であるというふうに結論といたしたところでございます。

次のページをご覧ください。2ページ目です。2、新本庁舎基本理念。これは市民、議会、職員、そこからの意見を踏まえまして、基本理念というのは、利用しやすく災害に強い機能的な庁舎といたしました。

3、新本庁舎の基本方針。これは同じようにそれらの意見から、1、誰もが利用しやすく市民サービスを円滑に提供できる庁舎、2、災害時の拠点となり市民の安全・安心を守る庁舎、3、将来の変化にも対応する効率的で効果的な庁舎、4、環境に優しく働きやすい庁舎といたしました。また、議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえまして、⑤として、未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎。この5本の柱を基本方針としたところでございます。

4から7については、整備の方針になります。庁舎の規模や建設位置、事業手法、事業費の考え方、これらについては、今後、基本計画の段階で具体的に検討するということになっておりますので、この基本構想の中では、具体的な数字や手法は述べていないという状況でございます。

8番、今後の取組としまして、ひたちなか市第4次総合計画が令和8年度から始まることから、本基本構想の内容を第4次総合計画に位置づけてまいります。令和8年度からは、基本計画に着手して、本庁舎が築60年を迎える令和12年度を目標に、新本庁舎の建設に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。ここでは、前回の3月に説明をさせていただいた素案から、この案になるに当たっての変更点でございます。職員から幾つか意見をいただいたもので修正をしておりますので、全体としましては、まずは時点修正をしたというところです。令和6年4月1日から令和7年4月1日の時点の値に変えております。あと、主なところとしては、2ページ目に記載しているんですけども、庁舎、現庁舎の建物の総敷地面積に、企業合同庁舎、こちらは今借地をしている関係で実はちょっと含んでいなかったんですけども、当然この計画上では、今庁舎が建っている敷地なので、これは当然入れておく必要があるだろうということで、そういうふうなところを修正している、そういう内容でございます。特に大きな修正はございませんが、幾つか、何点か変更点があるというふうなことでございますので、これらの修正を加えていきますというところでございます。

次、4ページをご覧ください。最後に、今後のスケジュールについてでございますが、5月29日に副市長をトップとした内部の組織である新本庁舎建設検討委員会、この中でこの基本構想の案については審議、了解を得ているところでございます。本日、6月23日に総務生活委員会の中でこの案について説明をさせていただいております。この後、9月の上旬には全員

協議会の中で、これからパブリックコメントを実施して、市民にも意見を聞いていこうというふうに考えておりますので、その実施について説明をして、9月10日から10月9日までパブリックコメントを実施、11月にはその公表をして、12月の定例の庁議の中でこの基本構想案について審議で決定をしましたら、12月の中旬の全員協議会の中で全議員に対してこの基本構想についての説明をしていこうという、そういうふうなスケジュールで考えております。

説明は以上です。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。打越委員。

○打越委員 これの中で、2ページで、5番、新本庁舎の建設位置の考え方で、基本構想の素案の中で、敷地面積を2万696から、合同企業庁舎の今の敷地の面積が含まれていなかったもので2万2,326に修正と、こうなっているんだけど、これはここの基点の考え方を書いているでしょうか。

○井坂（章）委員長 川崎総務部参事兼資産経営課長。

○川崎総務部参事兼資産経営課長 旧合同庁舎の面積は、敷地面積で、現状の敷地面積がちょっと誤っていたので修正をさせていただいたというところでございます。今後どこに建てるかというのはまるっきり白紙の状態でございますので、今、具体的にどこというイメージをしているところではございません。

○井坂（章）委員長 打越委員。

○打越委員 ということは、ここの4番かな、5番かな、将来の人口減少や税収の減を考えたりにして、市が所有する土地の施設の有効活用なども考慮することが重要となりますということであるので、このとおりのお話だと思うんですけど、この間の図書館もこういう書き方をしていたんです。だけど現実には違いがあったわけ。だから戻ってきたわけだけど。それが本当だと思うんだけど。だからこの、要するに、場所というのは、ここに造ると決めないと、なかなか俺は難しいと思うんだよね。どこがいいとか何とかって。例えば、このひたちなか市、昭和45年にここにできたんだけど、今までは東石川の勝田駅の前に、消防庁舎と今の駐車場になっているところに本庁舎があって、勝田市の市制施行になってこっちにこう来た、昭和45年に来たわけなんだけど、そういうことになるのであれば、今ITとかいろいろな機械でね、市民の方々が市役所に行くものについて結構少なくなっているよね。もうコンビニで住民票を取れたり、印鑑証明書が取れたりしているとなると、市役所は、どこの場所でもいいとは言わないが、結構機械で処理できるようになっちゃったからね。ただ、要望とかなんか、市民の方が要望するにはやっぱり行きやすいところに市役所があるのが一番いいんでしょうけど、そうなってくると、昔ね、昔ですよ、うちのおやじの時代だけど、市役所はひたちなか地区が一番いいんだって。46番地が一番いいんだって。あれ、国から土地もらえばいいんだから——というような話もあったわけなんです。

要するに、昔、昭和48年か、49年に返還になったときに、いろんな部長らが絵を描いて、

あそこに造ると、こういうふうにするとかって絵を描いていたんだけど。やっぱりこれ、今年の12月までにある程度素案ができるわけだね、この計画から言うとき。12月の上旬に基本構想についての。だから、ある程度議会のほうにも、こういうところが候補に挙がっているとか、こういうところがいいんじゃないかという話をしないと、俺は紛糾すると思いますよ。まだ昔の人が生きているからね。本当に各部長生きているから。私のところにも部長から手紙が来るんだよ、昔の部長から。だからそこら辺は、言われたからこっちにしたとかなんかなになるよりは、行政が責任を持ってここにやるんだということをまず挙げないと。いろんな人が出てくると思いますので、そこら辺も。今日は説明だけ聞いていますので、どうぞ、何というんですか、遅延がないような、計画がうまくいくように、行政の皆さん、頑張ってくださいと思います。以上です。

○井坂（章）委員長 何かコメントすることは。白土総務部長。

○白土総務部長 ご意見ありがとうございます。今日説明させていただいたのは、基本構想（案）ということで、具体的な場所は明示をしておりません。この基本構想自体は、現在の庁舎、45年に建築がされて、60年が経過するというのが令和12年ですかね、ということを迎えるに当たって、建て替えるのか、それとも大規模修繕なのかというところを、考え方を整理したのが基本構想の案ということですよ。そういう形で整理をさせていただきました。

今後、参事のほうから説明がありましたとおり、市民に対してパブリックコメントをかけていきます。その中でもいろいろな意見が出てくるでしょうけども、そこで場所もまた決めるということではございませんので、基本計画の中で、どこが適地なのかということも協議をしてまいりますけども、その際は、議会にも情報を共有させていただきながら、ご意見をいただきながら協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 じゃあ、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（案）についてを終了します。

執行部は退席して結構でございます。ありがとうございました。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などあれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。鈴木委員。

○鈴木委員 来年度、いろんな計画が変わる時期でもあります。公共交通とか、また進捗中のDX含めていろいろあるんですけど、基本的にはやはり正副のほうで、その中から抽出して

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 なしですね。

今まで調査してきたことについての関連で方向性は少し意見が出ましたが、次期定例会まで、開催するかどうかも含めて、具体的な案件については、正副委員長のほうにお任せいただきたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきますが、日程については事前に協議したいと思います。

それで、7月、8月はいろいろ立て込んでくるんですが、第1候補として考えているのは8月1日10時からということで考えておりますが。

（「8月1日はちょっと」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 8月1日はちょっと都合が悪い。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 午後はどうですか。

（「私のほうで研修を予定しておりまして、できれば1日以外の日を」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 なるほど。そういう意見もあるか。

じゃあ、第2候補として考えているのは8月8日を考えておりますけど、これはいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 全員オーケーね。じゃあ、8月8日10時からということで。それでは、開催する場合は予定通知にて連絡いたします。よろしくお願いします。

次は、閉会中の継続調査申し出についてなんですが、これを議題とします。

タブレットのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和7年度、令和7年6月23日、配付資料、令和7年6月継続調査申出書（案）の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありましたが、閉会中の継続調査申し出につきまして何かご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、既に通知しております東海村議会総務委員会との合同研修会について、再度ご連絡を申し上げます。7月25日（金曜日）午後2時、議事堂棟に集合の予定です。視察案件は、常陸那珂火力発電所の現地調査となっております。両市村議会の議長も参加します。また、研修会修了後には意見交換会を予定しております。1週間前になりましたら開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午前11時15分 閉会